

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第27回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年3月29日（火） 14:00～16:07

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、國井 秀子、関口 博正、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

原口 亮介（電気通信事業部長）、前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、犬童 周作（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービス課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について【諮問第3028号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3029号】

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3030号】

エ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3031号】

オ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について【諮問第3032号】

(2) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成23年度事業計画について

## 開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の、合計8名中7名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項5件、報告事項1件ということでございます。

まず最初に、答申事項から始めたいと思います。

○根岸部会長　諮問第3028号、NTT東西の、いわゆる実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定について審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、本年1月25日開催のこの部会において審議を行い、本年2月17日まで1回目の意見募集を行いました。その後、提出されました意見を公表するとともに、3月4日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出された意見を踏まえて、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会主査の東海委員より、ご報告をお願いしたいと思います。

○東海臨時委員　それでは、接続委員会の調査・検討の結果をご報告させていただきたいと思います。

実は今日は、皆様のお手元の議事次第の議題でございますように、答申事項ア、イ、ウ、飛びまして、オの4件が、平成23年度もしくは平成23年度以降の接続料改定の問題でございます。基本的には例年どおりの接続約款の変更申請に関するものでございますので、いつものような形で審議をさせていただきました。

冒頭に一言だけつけ加えさせていただきますと、固有の環境といたしまして、先般の震災及びその後の震災復興という環境状況といったものを、電気通信事業の問題を議論するに際しましてしっかりと意にとどめて、留意して議論をしなければならないという姿勢で、この要件につきましても、接続委員会におきまして議論したということがございます。ご意見に対する考え方のところどころでそういったことに触れているということがございますので、冒頭にお断りをさせていただきました。

それでは、部会長からご指示のございました、第1のアの議題でございますが、東日

本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）につきましてご報告をいたします。

本件は、専用線等に適用されます実際費用方式、いわばヒストリカルコスト方式というような言い方をいたしておりますが、この平成23年度の接続料と手続費等を改定するため、接続約款の変更の認可について調査・検討を行ったものでございます。本件につきましては、先ほど部会長から詳細のご紹介がございましたように、当部会への諮問と、それから2回の意見募集が行われまして、接続委員会で調査・検討したものでございます。

検討の結果は、資料27-1でございますが、1枚表紙をおめくりいただきますと、結果といたしましては、諮問のとおり認可することが適当という形で整理いたしましたけれども、諸環境をいろいろと考慮いたしまして、要望事項を5点付してございます。それらのことを含めまして、ご意見と考え方、経緯等につきまして、詳細について、総務省のほうから引き続きご説明をいただきたいと思っております。

○二宮料金サービス課長　それでは、引き続きまして、私のほうからご説明申し上げます。お手元お開きの資料3ページをご覧くださいと思います。本件のパブリックコメントに出された意見及びその考え方の取りまとめをいたしております。

意見の1番でございます。ドライカップ接続料は今回一時的に低減したものの、今後再び上昇することが想定されることから、需要減に応じたコスト削減のインセンティブが働くようにするなど、現行の算定方法を抜本的に見直すべく、総務省主催の検討の場を設定すべきというご意見でございます。

これについての考え方でございますが、ドライカップ接続料などレガシー系接続料については、回線コストは新規投資の抑制や効率化等により毎年度削減傾向にあるものの、稼働回線数の減少が回線コストの削減量を上回っているところであるが、今回申請がなされている平成23年度のドライカップ接続料については、土木設備の耐用年数の見直し等により、昨年度に比べて低廉化が進んだ状況にある。

しかし、PSTNからIP網へのマイグレーションを踏まえると、レガシー系サービスの需要は今後とも減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じて接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。

あわせて、電話網から I P 網への円滑な移行の在り方を含むブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方については、3月1日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が行われているところであり、本年中を目途に成案を得ることとされている。

おめくりいただきたいと思えます。総務省においては、I P 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、上記諮問に対する答申を踏まえつつ、本年中を目途に成案を得ることが適当である。こちらは（要請）としてごさいませけれども、これは本件要請ということで、総務省に対して整理をしてあるというものでございませ。

引き続きまして、N T T 東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、当該インセンティブに係る課題が解消されたとまでは言えないことから、N T T 東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。これも要請事項でございませ。

なお、3月11日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、ドライカップ接続料などレガシー系接続料に係るコストが変動することについては、一定の留意が必要である。この部分につきましては、先ほど主査のほうからコメントがございませ、地震の影響についての言及でございませ。

続きまして、7ページをご覧くださいませと思えます。意見2でございませ。レガシー系サービスは、利用が減少しつつあるものの、多数のユーザが利用する重要な通信インフラであり、安易な値上げはすべきでないことから、接続料算定方法の抜本的な見直しを行うことが必要という意見でございませ。

考え方につきましては、「考え方1に同じ」としてございませ。

次のページをご覧くださいませ。意見3でございませ。専用線等レガシー系の接続料も今後上昇傾向が続くことが想定されるが、実績原価方式では効率化のインセンティブが十分機能しない懸念があるため、需要の減に応じたコスト削減インセンティブが働く仕組みを導入すべきという意見でございませ。

考え方につきましては、N T T 東西の再意見にあるとおり、専用線メニュー全体で見るとコストの減が回線数の減を上回っているが、機能別に見るとコストの削減に努めているものの、イーサ系サービスへの移行等により回線数が大幅に減少したことから、結果として接続料が上昇しているところである。以下、2つのパラグラフにつきましては、

考え方1のところでは言及しているものそのものがございます。

続きまして、次のページをご覧ください。意見4でございます。公衆電話の接続料についても、今後更に上昇していくことが想定され、国民負担の増加につながることから、コストの適正性を検証できるようにするべき。

考え方でございます。NTT東西の再意見にあるとおり、公衆電話発信機能等の公衆電話機能に係る接続料については、コストの削減・効率化に努めているものの、トラヒックが大幅に減少したことから、結果として接続料が上昇しているところである。以下2つのパラグラフについては、考え方3と同じでございます。

次のページをおめくりいただければと思います。意見5でございます。メタル回線から光回線への移行等の環境変化に伴い、コストの配賦等が適正に行われているかを検証するため、NTT東西において追加的な情報開示を行うべきというご意見でございます。

考え方でございますが、これまでNTT東西より情報開示されている事項や事業者に対し説明会を行っている事実を踏まえると、接続料算定の適正性は一定程度確保されており、今回の申請案におけるコスト計上や配賦等について直ちに見直しを要する点は認められない。

ただし、PSTNからIP網へのマイグレーションやメタル回線から光回線への需要シフト及び光IP電話のユニバーサルサービス化といった大きな環境変化が進展することに伴い、接続料算定の適正性を確保し続ける観点から、今後改めて検証を要する事項がないかを検討する必要はあると考えられるため、まずは総務省において実態を把握することが適当である。

については、NTT東西において、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までには総務省に報告することが適当である。以下、報告の事項でございます。

①平成22年度に実施したコスト削減の取り組み及び平成23年度に計画しているコスト削減の取り組み

②平成22年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率

③平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法

④平成22年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ。電柱、土木設備に係る費用、ケーブル保守に係る費用、その他でございます。

なお、接続料算定の適正性・透明性は、一般論として、指定電気通信設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、経営上の秘密に配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましい。

少し飛びまして18ページ、意見6でございます。メタルケーブルについて法定耐用年数を超えて利用されていると考えられるところ、法定耐用年数と経済的耐用年数に乖離がある設備については、利用実態に基づき耐用年数を早期に見直すべきというご意見でございます。

考え方でございます。耐用年数の見直しは、その算定に要する時間やコストが膨大になるおそれがあり、また、PSTNからIP網へのマイグレーションが進行している状況では、PSTNに係る設備については未償却資産の割合が高いとは言えないと想定されること等を踏まえると、メタルケーブルについて耐用年数の見直しを直ちに行う必要性は認められない。

なお、一般的に、接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、利用実態等を踏まえ、会計監査実務について十分に配慮した上で、減価償却費は経済的耐用年数で算定することが望ましい。

その際、平成19年10月の「電気通信事業における会計制度のあり方に関する研究会」報告書に基づき、メタルケーブルに経済的耐用年数を適用する場合は、改めて実態を検証し、実態に即した耐用年数を算定することが適切とされている点も踏まえることが必要である。

設備の利用実態に関する情報開示につきましては、考え方5に同じとしてございます。

次のページの下のごとくでございます。意見7、メタル回線全体に占める未利用芯線の割合は6割近くに上っており、利用されていないメタル回線が過剰に残置されている。このようなコストは接続事業者や利用者への過度の負担となっていることから、接続事業者が利用できる可能性のない未利用芯線分については、接続料算定コストから除外すべきというご意見でございます。

接続料は、実際に発生した設備コストを、当該設備を利用する接続事業者とNTT利用部門において負担するものであり、当該設備を将来的に利用部門・接続事業者双方が利用する可能性があること、コストは利用芯線のみには発生するのではなく、効率化の観点から千芯ケーブルを敷設するといった実態もあり、設備単位で発生するものであるこ

とから、未利用設備に係るコストについても、双方が応分の負担をすることが適当である。

他方、メタル回線については、PSTNからIP網へのマイグレーションやメタル回線から光回線への需要シフトを受け、近年その利用率が継続的に過半数を下回るまで低下を続けていることに加え、今般、一定の条件のもとで、光回線を利用する光IP電話がメタル回線を利用する加入電話とともにユニバーサルサービスの対象となったことを踏まえると、接続料算定の適正性を引き続き確保する観点から、現在の未利用となっている芯線のすべてが将来的に利用される見込みかどうかといった検証が必要と考えられるため、まずは総務省において実態を把握することが適当である。

については、NTT東西において、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までには総務省に報告することが適当であるとしてございます。

報告事項でございます。

- ①平成12年度末から平成22年度末におけるメタル回線の利用率
- ②平成22年度末におけるメタルケーブルの利用率
- ③下部区間におけるメタル回線の利用状況
- ④平成22年度におけるメタル回線の撤去実績

また、上記①～②につきましては、接続料算定の透明性を一層向上させる観点から、総務省への報告に加え、一般に開示することが適当であるとしてございます。

続きまして、23ページをお開きいただければと思います。意見8でございます。NTT東西は、PSTNのマイグレーションに関する概括的展望のみならず、メタル回線の設備移行計画など、接続事業者がレガシー系サービスを維持するために必要となる情報を早期かつ積極的に開示するべきというものでございます。

考え方8の上2つのパラグラフにつきましては、考え方1で述べたとおりでございます。3パラ目でございますが、NTT東西においては、上記審議会における検討に資するよう、接続約款に規定された情報開示措置に加え、個々のレガシー系サービスの移行見通し、代替サービスの見通しなど、必要な情報について可能な限り提供することが適当であるとしてございます。

意見9でございます。回線管理運営費については、メタル回線の需要減に応じたコスト効率化ができていないと考えられるため、接続料が上昇しないようにコストコントロールを有効に機能させるべきというご意見でございます。

回線管理運営費につきましては、NTT東日本のラインシェアリングを除きコストの減少が需要の減少を上回っているところであるが、調整額による減額分が昨年度よりも少なかったことにより、調整額加算後の接続料が昨年度に比べ上昇したものである。

したがって、申請案の接続料について直ちに問題があるとは認められないが、NTT東西においては、引き続き効率化等により接続料コストの削減に努めることが適当である。

次のページで、意見10でございます。作業単金の費用に計上されている退職給与費について、資金運用の結果による費用増加分は、NTT東西が内部留保を取り崩して補填するか、年金運用成績を開示し、接続事業者による検証を可能とするべきというご意見でございます。

平成20年度の退職給与費については、景気の悪化を受け、年金資産の運用収益の見込みと実績に差分が生じたため、退職給与費に計上すべき費用が増加したものであるが、これはNTT東西が負担している設備の保守運営のために必要となる人的コストであり、作業単金の一部として接続料原価に算入することが不適當であるとまでは言えない。

なお、年金資産運用収益率については、NTT持株の有価証券報告書において開示される形で一定程度の予見可能性が確保されており、当該運用実績についても、他の一般的な同規模企業に比べて合理性を欠くものであるとは認められないとしております。

意見11でございます。工事費や手続費の算定に用いる作業時間について、業務効率化や習熟度を考慮して見直しを図るべきということでございます。

NTT東西においては、平成18年2月28日付け情報通信審議会答申を踏まえ、新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費など、作業工数や作業環境の変化が認められる手続等の作業時間について適時再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要であるとしてございます。

次のページで、意見12でございます。料金回収手続費の現在の算定方法は、コスト削減インセンティブが働きにくいいため、追加的に発生する増分費用に基づく算定方法等の見直しを行うべき。

考え方でございます。料金回収手続費に関しては、平成20年3月27日付け情報通信審議会答申を踏まえ、NTT東西の利用部門と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、増分費用に基づく算定方法を採用するのではなく、全費用をNTT東西の利用部門と接続事業者が応分に負担することが適当である。

回収不能相当額の増減については、調整額の加算前で比較するほうがより実態に近いと考えられるところ、調整額加算前では、東西の再意見にあるとおり、対前年度比1.2倍または1.3倍となっており、昨今の経済状況及びNTT東西の回収率向上の取り組みを踏まえると、不相当であるとまでは言えない。

なお、NTT東西においては、引き続き回収不能額の低減に努めることが適当であるとしてございます。

続きまして、31ページをご覧いただければと思います。優先接続受付手数料及びみなし契約者に関する宛名情報提供手数料について、今後も需要の減少に伴う上昇が想定されることから、さらなる効率化とともに、算定の在り方を早急に見直すべきというものでございます。

優先接続受付手数料については、設備管理運営費から、ユーザのマイライン登録料相当を差し引いた額が事業者間精算対象額となるため、当該登録受付件数等が接続料の水準にも影響を与えているところである。

このため、他事業者の手续费水準の予見性を高める観点から、NTT東西においては、マイライン受付システムの更改等に当たってマイライン事業者協議会を通じた周知を行っており、登録受付区分等についても、当審議会答申を踏まえ、四半期ごとにその実績を開示していることから、必要な情報は開示されているものと認められるが、NTT東西においては、利用見込み件数の減少に応じた一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当である。

みなし契約者に関する宛名情報提供手数料につきましては、説明を割愛させていただきたいと思っております。

なお書き以降の部分につきましては、考え方1のところ述べているとおりでございます。

33ページをご覧いただければと思います。屋内配線についてのご意見でございます。屋内配線の転用ルールが整備されたにもかかわらず、エリアによっては既設光屋内配線を効率的に利用できていないため、早期に状況を改善し、工事費用の低減や工事時間の短縮を図るべく、運用ルールの徹底を図るべきというご意見でございます。

既設光屋内配線の転用に当たり、NTT東西から示されたような個別事情があることを踏まえても、エリアによって転用率に有意な差が継続して生じている場合は、エリアにおけるNTT東西側の現場レベルでの対応に何らかの差が生じている可能性も否定で

きないことから、当事者間で協議を行い、例えば、転用率が高いエリアをカバーする支店で積まれたノウハウを転用率の低いエリアをカバーする支店にも共有するなど、転用ルールの円滑な運用を促進していくことが適当であるということでございます。

以下、時間の都合もございますので、同じく屋内配線ルールの関係、14から17まででございますけれども、これにつきましては説明を割愛させていただければと思います。

意見18をご覧いただければと思います。DSL開通申込受付システム等のシステム更改については、同サービスが純減傾向にある等の市場情勢を考慮の上、コスト低廉化・最適化を図るべきというものでございます。

各種システムの更改については、原則として保守限界を迎えた場合に行うものであるところ、当該更改費用が接続料コストに事後的に反映されることなどに鑑み、NTT東西においては、当該更改内容等を精査した上で、最も低廉かつ効果的な方法で行うことが適当である。

また、平成22年2月27日付け当審議会答申に示したとおり、各種システムの更改に当たっては、コストの予見性及び適正性の検証可能性の観点から、接続事業者に対して必要な情報開示を行うとともに、接続事業者においても当該更改に伴う対応が必要となる点を踏まえ、新システムへの移行等が円滑に行われるように努めることが適当であるものでございます。

意見19につきましても、同じくシステム更改に関連するものでございます。説明は割愛させていただきたいと思います。

意見20につきましても、参考意見とさせていただいているところでございます。

以上を踏まえまして、1ページにお戻りいただければと思います。本件、NTT東西の接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められるとしてございます。

提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、今申し上げました別添のとおりであり、以下の措置を講ずることを要望するということで、以下(1)から(5)まで、要望事項をつけているところでございます。

(1)につきましては、情報通信審議会の3月1日の諮問を、本年中を目途に成案を得ることという、考え方1に基づくものでございます。

(2)につきましては、NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請することでございます。

(3)並びに(4)につきましては、先ほど申し上げました報告事項を整理したものでございます。

(5)につきましては、3月1日の情報通信審議会の諮問の検討に資するように、接続約款に規定されたメタル線撤去に係る情報開示措置に加え、個々のレガシー系サービスの移行見通し、代替サービスの見通しなど、必要な情報について可能な限り提供することを要請すること。

以上、5点の要望事項を整理しているものでございます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○國井委員　先ほど東海主査のほうからも、今回の大震災に伴い、留意されてというお話がありましたけれども、具体的に、もうちょっとそのあたりの議論を教えてくださいか。

○東海臨時委員　震災との関係において、このたびの4件について接続委員会で議論するに際して、接続料算定の在り方の具体化に当たって、その後の事業者、特にNTTに対して、場合によっては何らかの対応措置を求めなければならない場合が出てくるということでございます。そのようなことが現今の状況の中で行われることがどのように考えられるべきかということを視野に入れながら議論をさせていただいて、こういう結論を得たということでございます。個々の震災との関係について、特に接続委員会において、これは震災等の関係、あるいは復興等のいろいろな現在の状況に鑑み、こうしましょうという形での議論はいたしませんでした。ということでございます。

○國井委員　復旧に対して、費用がかかるでしょうから、そういうことに対する留意というふうにとってよろしいですか。

○東海臨時委員　コストだけではなくて、NTTだけでなく電気通信事業に関わる方たちが、今後どのぐらいの時間をかけて、災害の復興に対してやらなければならないことはたくさんあるんだろうと思います。むしろ私が説明することではございませんけれども、そういうことに対する配慮というものは、推測できないものも含めて、膨大なものであろうと思っておりますが、そういうことを、先ほど申しましたように、意をとどめてといいますか、留意して議論をするべきであるという考え方を持ったという意味で

ございます。よろしゅうございましょうか。

○國井委員 わかりました。

○根岸部会長 ありがとうございます。

どうぞ、ほかにもございますでしょうか。

○東海臨時委員 具体的なところで補足を。今日出てまいります4件のうち、この部分  
は実際費用方式の適用のものであって、その後、将来原価方式が2件と、これもまた  
ちょっと違った将来原価方式なんですけれども、それから、いわゆるLRIC、長期増  
分費用方式が最後に出てまいりまして、実際費用方式、実績原価方式については1年の  
設定で、乖離額調整制度を有しているという形で特性があるということも、釈迦に説法  
という形でありますけれども、つけ加えさせていただくことが1つ。

もう一つは、これは委員限りの部分のデータも含まれますけれども、接続委員会におき  
ましては、接続料金が利用者料金との関係をバランスよく保持しているかどうかという  
ことを確認しなければならないというので、スタックテストの結果を参照して、そのこ  
とについても配慮しながら議論をしたということを加えさせていただきます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

國井委員、よろしいでしょうか、今のお答えで。

○國井委員 はい。

○根岸部会長 乖離額制度というか、実際費用方式ではそれを採用しているわけですか  
ら、実際に、今回のこれによって相当負担が増えれば、そのままだと増えるということ  
になりますね。

○東海臨時委員 おっしゃるとおりです。

○根岸部会長 しかし、もちろんそれが全部当事者の負担というわけではないかもしれ  
ない。国などの支援もあるので、そういうことも考慮してということになりますね。

○東海臨時委員 具体的にそういうことが起こったときに、どういう対処が必要かとい  
うところまで、接続委員会で議論する内容ではないので、そこまでは考えておりませ  
んけれども、今後起こり得ることは、接続料との関係も十分に深い関係に、関わりがある  
んだろうということを想定して議論をしてきたということでございます。

○根岸部会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、諮問第3028号につきまして、今、接続委員会からの報告をいただきま

したが、我々の答申といたしましては41ページで、内容としては全く同じでありますけれども、この答申書（案）の（案）を取りまして、答申ということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、次に諮問第3029号、NTT東西の平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定につきまして、審議したいと思います。

本件は、大臣から諮問を受けまして、本年1月25日開催のこの部会において審議を行いまして、2月17日まで1回目の意見募集を行いました。この意見を公表するとともに、3月4日までの間、再意見の募集を行い、さらに2月22日に、いわゆる合同ヒアリング、この部会と接続委員会の合同事業者ヒアリングを行いました。2回目の意見募集、それからヒアリングで提出されました意見も踏まえまして、接続委員会で、4回にわたりまして調査・検討を行っていただきました。

これも接続委員会主査の東海委員より、検討結果についてご報告をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○東海臨時委員　お手元の資料27-2でございます。クリップを外しても、なかなか厄介な資料でございますけれども、大変大事な議論をいたしました、接続委員会での結果をご報告させていただきたいと思えます。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、平成23年度以降——この以降という意味は3年間という意味でございますが——の加入光ファイバに係る接続料の改定につきましてのご報告でございます。

本件は平成20年度から、今申し上げましたように、平成22年度までの3年間を算定期間として、将来原価方式により算定されていた加入光ファイバ、光信号端末回線伝送機能等の接続料について、同様に平成23年度以降の接続料を3年間のものを改定するため、接続約款の変更の認可について調査・検討したものでございます。

本件につきましては、昨年12月の当部会において、総務大臣から諮問をされまして、2回の意見募集——詳細は部会長からご報告があったとおりでございますが——を行うとともに、2月22日には電気通信事業部会と接続委員会合同による事業者ヒアリングを実施した上で、当委員会においては2月10日、3月3日、震災後の3月16日、3月24日の4回にわたり、多角的に調査・検討を行ったところでございます。

私からは結果をご報告させていただきたいと思えますが、お手元の27-2の表紙を

1枚めくっていただきますと、報告書がございます。報告書の第1は、認可につきましては、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められるという形で、1件、申請を補正していただくような形をとってございます。

1つは、報告書をもう一枚めくっていただいて、3ページから別添1というのがございます。大変大事な、しかも精力的な議論を、事業者の方も含めてさせていただいたところがございますので、3ページから8ページまで、特に審議の経緯を含めた、そして結果の内容を列挙しているところがございます。

そういった考え方に基づいて、NTTから申請があった段階での乖離額調整につきましては、規定の修正を行うこととして、その要件が確保された場合には認可することが適当という形をとらせていただきました。

さらに、2番目が比較的大きな議論でございました。大事な点でございますけれども、2番目といたしますのは、1のなお書きでございます。ここに、分岐単位接続料の設定の適否については、別添1に記述した考え方とおおり、今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請、今後のことですが、そこに向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとするという、継続審議という形のなお書きをつけさせていただいたところがございます。

また、報告書の2番におきましては、総務省において以下の措置が講じられることを要望するという、要望事項を5点付させていただいております。先ほどと同様に、意見と考え方の整理、そして、この報告書に至る、特に別添1の内容を含めて、総務省のほうから説明をいただきたいと思っております。

○二宮料金サービス課長　それでは、引き続きましてご説明申し上げます。まず、この報告書の構成でございますが、東海主査のほうからご説明がありましたとおおり、1ページ目の報告書に、別添1ということで3ページから8ページ、さらに別添2ということで、これは非常に大部でございますけれども、9ページから202ページまでという、考え方の整理をしてございます。

本日、時間の都合もございますので、別添2につきましては、クリップを外していただくと、参考資料1というものがございます。A4横の紙で抜粋版というもので、パブリックコメントの意見と考え方を整理したものでございます。お手元にご用意いただければと思います。その中で、意見の右側のところにページ数を振っておりますけれども、

これは別添2のページのレファレンスでございます。適宜ご参照いただければと思います。

それでは、抜粋版に基づきましてご説明申し上げたいと思います。総論、分岐の話、乖離額調整、さらには需要の見積り、その他という項目分けをした上で、整理をしているものでございます。

まず、総論についてでございます。加入光ファイバ接続料の算定については、昨年12月に提示された「「光の道」構想実現に向けて一取りまとめ」や「「光の道」構想に関する基本方針」を踏まえ、競争促進に加え、設備競争への影響等に十分に留意し、NTT東西、自らリスクを負ってインフラ投資を行っている設備事業者、設備を借りる接続事業者の三者が公平な競争環境において事業活動ができるよう、制度を整えるべきという意見1に加えまして、意見2といたしまして、サービス競争環境を整える競争政策を構築することで市場を活性化させ、利用率の向上を図るべきというご意見をいただいております。

これについての共通の考え方でございますけれども、今申し上げた取りまとめ、基本方針が公表されたところでございますが、この中で、2015年ごろを目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標とする「光の道」構想の実現に向けて、超高速ブロードバンドのインフラ整備率が90%を超える中で、利用率が30%強という状況やNTT東西のシェアが依然上昇傾向にあるということに鑑みて、設備競争への影響等への一定の配慮を行いつつも、アクセス網のオープン化を進め、接続料の低廉化を図り、今後のFTTH市場の活性化を図ることが極めて重要との認識が示されております。

以上の認識は政策的方向性としては妥当であり、総務省がNTT東西からの加入光ファイバ接続料に係る申請等に対する認可の是非を検討する際には、この方向性に基づき、個別論点への具体的な対応を行うことが適当ということでございます。この考え方にに基づきまして、以下、整理しているところでございます。

意見4と5につきましては、将来原価方式の算定期間の意見でございます。一方は、算定期間5年間とすべきということ、もう一方は、さらに短縮化を、3年から短くするべきという意見でございます。

1ページおめぐりいただきますと、将来原価方式は、新規かつ今後相当の需要が見込まれるサービスに係る機能について、5年間の上限とした期間を算定期間とし、その間

の費用と需要を予測して接続料を算定する方式であるが、算定期間については5年以内であれば申請者が任意で設定することが可能である。

今回の申請における算定期間は3年間としているところであるが、NTT東西の再意見にあるとおり、接続料低廉化の見通しを示すことにより、設備を利用してサービスを提供する事業者の予見可能性を高める観点、他方、情報通信市場は競争環境の変化や技術革新が激しい市場であり、5年先を見通して接続料を算定することのリスクという観点を総合的に勘案すると、一定程度の妥当性があるものと認められるとしてございます。

続きまして、分岐単位接続料について賛成の意見、反対の意見、それぞれまとめて記述してございます。最初、意見7から13まで、設定すべきではないというご意見でございます。

意見7でございますが、分岐単位接続料は、技術面、運用面等依然多くの問題があることから設定すべきではないというご意見でございます。

意見8につきましては、NTT東西のシェアドアクセス1芯単位料金でもADSL並み料金を実現することは十分可能というご意見でございます。

意見10は、現行のルールでも、複数事業者でOSU等を共用することで競争は可能というご意見。

意見11は、1芯単位での利用でも自由なサービス設計により収支が成立している。安易に分岐単位を導入すべきではないというご意見でございます。

意見12につきましては、地域の設備事業者が撤退に追い込まれる可能性があり反対というご意見。

意見13につきましては、映像伝送サービスの品質の低下やコストアップを招くおそれがあるため反対というものでございます。

1ページおめくりいただいて、次のページの2-2でございまして、分岐単位接続料を設定すべきというご意見を、まずご紹介させていただきたいと思っております。

意見14でございまして、OSU共用は、地方におけるDSL事業者に係る競争原理を維持するためにも必要というご意見でございまして。

意見15は、電話並み料金の実現のために、分岐単位接続料を設定すべきというご意見。

意見16につきましては、実証実験の結果、OSUを用いた共用について技術的に問題がないことは確認済みというご意見でございまして。

意見18は、利用部門と接続事業者が同等となるように分岐単位接続料を設定すべきというご意見。

意見21につきましては、1ユーザ当たりのコストが同等となるように、回線分岐単位の接続料の設定が必須というご意見。

意見22は、投資リスクをむしろ軽減させるというご意見。

意見25は、ラインシェアリングについて、それを実現すべきだというご意見でございます。

以上、賛否両論、ご意見がさまざまございますけれども、それに対します考え方といたしまして、2ページから読み上げをさせていただきたいと思っております。

OSU共用などによる分岐単位接続料の設定の是非については、総務大臣から当審議会への諮問時に、「分岐単位接続料設定の有無は、料金の低廉化やサービスの多様化などに対し大きな影響を与える可能性があることを踏まえると、その設定の適否を含めて慎重に検討した上で、今回の申請の適正性について判断することが必要」とし、「より客観的かつ中立的に判断を行うため、審議会に対しては認可の適否を示さずに諮問を行い、意見招請等を含む多角的な調査・審議をお願いする」とされたことを踏まえ、当審議会において、事業者ヒアリング、2回のパブリックコメントを実施するとともに、接続委員会を4回開催し、分岐単位接続料の是非に加え、NTT東西からの申請案に示された乖離額調整、需要、費用の見積りなどについて、多角的な調査・審議を行ってきたところである。

上記のプロセスの中でとしまして、4つまとめております。①FTTHサービス市場においては、NTT東西の光アクセス回線シェアは77%、サービスシェアは約75%である状況にあって、今後の競争政策の推進に当たり、設備競争とサービス競争のバランスの図り方について事業者等からさまざまな見解が示されていること、②現行接続料と比較し、今回申請があった1芯単位接続料は一定の低廉化が図られているということ、③1芯単位接続料、分岐単位接続料それぞれについて、全国展開している事業者から地方において事業展開している者までを含む設備事業者やサービス提供事業者に加え、消費者団体等から多様な利用ニーズが示されていること、④分岐単位接続料の設定に関し、接続事業者によるOSU共用に係る実証実験が行われたことを踏まえ、技術面・運用面・コスト面等の各種課題に係る解決・改善の可能性について両論が示されていることなどが認識され、3年前のNGN答申時に示された状況から議論の深掘りが行われたと

ころである。

こうした中、先ほどもご指摘がありました、3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことにより、東日本全域にわたり通信インフラが損壊し、基礎的な通信役務の確保が喫緊の課題となっている。申請者たるNTT東西においては、通信インフラの復旧、基礎的な通信役務の確保等について連携し、可及的速やかにその対策を講じることが当面の優先課題と位置づけられるものと考ええる。

以上の喫緊の優先課題への対応から生じる制約及び競争促進の重要性を総合的に勘案し、低廉化の方向性が示されている加入光ファイバに係る平成23年度以降の接続料に関する申請自体については、その算定方法を精査した上で、後述の考え方に示す乖離額調整の扱いを除き、NTT東西からの申請どおり認可を行い、遅滞なく適用させることが競争の促進ひいては利用者利益の増進に資するものと考えられる。

他方、分岐単位接続料の設定の適否については、今回なされた議論を十分に踏まえつつ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする。上記趣旨を踏まえ、NTT東西においては、当該検討に際して議論の深化・結了に向けた誠実な対応を行うことが適当である。これは要請事項でございます。

なお、現行制度下においても加入光ファイバ1芯を接続事業者同士で共同利用し当該事業者同士で費用を負担すること（いわゆるコンソーシアム方式）、これは可能との指摘について、このようなコンソーシアム方式の活用は、公正競争環境の一層の確保に資することから、NTT東西においては、同方式における加入光ファイバの円滑な利用が図られるよう必要な取り組みを行うことが適当である。これも要請事項とさせていただきます。

以上が分岐単位接続料の整理でございます。

3. 乖離額調整関連でございます。意見27をご覧ください。これは、乖離額調整に反対する、認めるべきではないというご意見と導入に賛成するという両論がございました。これについての考え方が以下のとおりでございます。

現行接続料規則上、将来原価方式において乖離額調整制度は認められていない。これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行っ

た申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

将来原価方式以外の接続料算定方式に着目すると、実績原価方式、LRIC方式などが接続料規則において規定されているところ、長期増分、LRIC方式におきましては、実績需要を用いた第2次モデルを除き予測需要が用いられており、乖離額の調整に係る制度は、実績需要を用いた第2次モデルに対してのみ措置されている。このように、乖離額の調整に係る制度は、予測需要を用いる長期増分費用方式及び将来原価方式には措置されていないという制度的経緯がある。

また、接続事業者からの意見等にもあるとおり、将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することにつきましては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当ではない。

以上を踏まえると、現時点において、将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当であるとは言えない。

他方、今回の申請においては、需要の見積りに関することでございますが、NTT利用部門について、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、「光の道」構想実現を念頭に置いた一定程度の積極的な需要見積りが行われ、他事業者分、ダークファイバ分につきましても、NTT利用部門分の積極的な見積りと連動の上、実績需要の伸びを加味したものとなっていると認められ、現行接続料がベースとしている3年前の情報通信審議会の考え方を踏襲していることから、現行接続料と同様に一定程度の乖離が生じる可能性は否定できないこと、その調整方法につきましても、現行接続料と異なり、各年度ごとに実施する等、予見可能性等に一定程度の配慮が加えられていることから、今回の接続料算定期間に限り、特例として認めることが適当であると整理してございます。

ただし、1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、予見可能性を高める観点から、NTT東西においては、平成23年度から25年度までの半期ごとの状況について、各期間経過後2カ月以内に総務省に対して報告を行うことが適当、これは要請事項としてございます。

また、1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、NTT東西においては、需要の減少に応じたコスト削減の取り組みについて、平成24年度接続料に係る乖離額の補正申請時までには総務省に対し報告を行うことが適当である。これも要請事項といたしております。

乖離額の調整方法につきましては、今回の接続料算定に当たっては、予測費用に比べて一定のコスト削減が行われたことを踏まえ、適正なコスト回収を図る観点から調整方法を一部変更し、現行接続料算定時に認められた予測芯線数と実績芯線数の乖離分から計算される予測費用と実績接続料収入の乖離ではなく、乖離額を抑制する仕組みとして申請された実績費用と実績接続料収入の乖離分を調整するという考え方を認めることは適当である。

また、調整対象となる乖離額を2年後の接続料原価に算入することにより、接続料水準の急激な変動が生じるおそれがある場合には、NTT東西から申請がなされているとおり、乖離額を複数の算定期間に分けて算入するなど、それを緩和する措置を講ずることが適当である。

他方、コスト削減インセンティブを継続的に確保するという観点から、今回申請された接続料算定期間において、実績費用が予測費用を上回った場合は、その要因を分析した上で、現行接続料認可時に示した予測芯線数と実績芯線数との乖離分から計算される予測費用と実績接続料収入の差分を乖離額として調整することも検討することが適当であるとしてございます。

意見28でございます。乖離額の調整について、その要因を十分に検証する必要があるというものでございます。

平成20年度から22年度において乖離が生じたものは、NTT東日本においては主にシェアドアクセス方式のダークファイバ、NTT西におきましては利用部門とシェアドアクセスのダークファイバであります。

このコストの減が需要の減を上回っている点につきましては、コストに、需要に連動しない、いわゆる固定的なコストがあるため生じているものでございまして、これを除くと、需要の減少程度のコストの削減を行っているものというふうに認められます。

加えまして、乖離額調整の方法について、適正なコスト回収を図る観点から調整方法を一部変更し、現行接続料算定時に認められた予測芯線数と実績芯線数の乖離分から計算される予測費用と実績接続料収入の乖離ではなく、実績費用と実績接続料収入の乖離としているところ、実績費用が予測費用を下回っている事実と合わせると、この点についても妥当と認められると記述してございます。

4番目で、需要の見積り関連でございます。今回の接続料算定に用いられている需要見込みは「光の道」構想に関する基本方針に適うものである。過大な需要の積み込

みを行った場合、NTT東西は後年度に乖離額調整により回収できるのに対し、接続事業者は上昇した接続料を価格に転嫁することができず、費用増加・経営上の不安定要素となることから、行うべきでないというご意見でございます。

これにつきまして、今回の申請において予想されている需要のうち、乖離額調整のところでも申し上げましたとおり、NTT利用分については、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、政府がその実現を目指している「光の道」構想を念頭に置いた一定程度の積極的な見積りが行われており、他事業者分につきましても、シングルスターは過去の実績需要の伸びと同様の増加を見込み、シェアドアクセスはNTT利用部門の積極的な見積りと連動させた上、実績需要の伸びを加味したものとなっており、現行接続料がベースとしている3年前の当審議会の考え方を踏襲した需要の伸びが見込まれていることから、一定程度の妥当性があるものと認められるとしてございます。

その他に参ります。意見33でございます。光ファイバの耐用年数、30年以上といった長期の経済的耐用年数を採用し、減価償却方法は初期のユーザに多くの費用負担を強いることのないよう定額法を採用すべきというご意見でございます。

光ファイバに係る減価償却の算定に用いる耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる。

減価償却の算定方法については、定額法を用いるか定率法を用いるかは任意に選択できるものであるところ、NTT東西の再意見にあるとおり、加入光ファイバに係る設備は、技術革新に伴う経済価値の低下や陳腐化といった利用実態を踏まえ、早期に費用計上を行う観点から定率法を採用することは一定の合理性があると認められるとしてございます。

最後でございますが、機能分離の重要性を踏まえ、光ファイバ設備の構築情報の扱いや開通に係る運用等についてNTT東西と他事業者との同等性を担保すべきというご意見でございます。

この同等性の議論につきましては、タスクフォース合同部会の取りまとめ等を踏まえて、「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところでございますが、これに基づきまして、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化に関する電気通信事業法の改正案が今国会へ提出されているところでございます。

また、これにつきましては、毎年度の継続的なチェック、3年を目途に包括的な検証を行うということとしているところでございます。

下の丸でございますが、設備構築情報の扱いの同等性を担保すべきとの意見については、設備競争促進の観点から、接続事業者によるダークファイバ利用の円滑化に資するよう、NTT東西においては、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取り組みを行うことが適当である。これが要請事項としているところでございます。

その次のページでございますが、加入光ファイバの利用における手続き・開通にかかるリードタイム等の同等性を確保すべきというご意見につきましては、総務省において注視するとともに、当事者間で十分な協議を行えば回避が可能であり、遅滞のないダークファイバの開通に向け、先行実施がなされている支店のノウハウを支店間等現場レベルで共有するなどして、課題を解決することが適当であるというふうに行っているところでございます。

この考え方を踏まえまして、別添1、3ページでございますけれども、こちらにお戻りいただければと思います。今申し上げました考え方をそれぞれの項目ごとに整理し直したものでございます。基本的に、考え方の再掲となる部分が多うございますので、その旨の指摘のみをさせていただければと思います。

まず、1番目、諮問の背景と調査審議の経緯ということで、先ほど来申し上げておりますタスクフォース、基本方針等にメンションした上で、設備競争とサービス競争のバランス等について言及しております。

その上で、検討経緯ということで、これまでの検討の状況について引用しているところでございます。

4ページをご覧いただければと思います。調査審議の結果、得られた認識といたしまして、ここで、分岐単位接続料の設定、乖離額調整、需要の見積り、大きく3つに分けて整理してございます。

分岐単位接続料の設定につきましては、考え方7を引いております。NGN答申において示された状況や課題からの議論の深掘りが図られたということで、4点指摘をしているところでございます。

乖離額調整の部分につきましては、現行接続料算定期間において乖離額調整が特例的に認められることを踏まえ、NTT東西から申請されている内容を検討した結果、以下のとおり認識が得られたということで、考え方27の乖離額調整の該当箇所を、基本的になぞらえて記述しているところでございます。結論といたしましては、現時点におい

て、将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当であるとは言えないとの認識に至ったとしているところでございます。

②につきましては、恒常的制度ではなく、乖離額調整自体を行う、そのことについての是非について検討したものでございまして、これも考え方27に基づき整理をしております。

その次のページで、需要の見積りでございます。これは考え方30に基づきまして記述してございます。需要予測につきましては、一定程度の妥当性があるとの認識が得られたということで、2点、その理由について、考え方30に基づき記述をしているところでございます。

3 審議を巡る状況の変化と対応の方向性ということでございます。これは冒頭、東北地方太平洋沖地震の発生につきまして、考え方7に記述してあるとおりの表現で整理をしているところでございます。喫緊の優先課題への対応から生じる制約及び競争促進の重要性を総合的に勘案して、以下のとおり対応することが適当であるということまでとめております。

1 芯単位接続料の取扱いにつきましては、算定方法を精査した上で、乖離額調整の扱いを除き、NTT東西からの申請どおり認可を行うことが適当であるということとしているところでございます。その下、なお書きにつきましては考え方13で記述したものの、その下、「また」以降の部分につきましては、考え方36で整理したものでございます。

分岐単位接続料の取扱いでございますけれども、これは引き続き検討ということでございますが、考え方7で記したとおりでございます。

乖離額調整の取扱いにつきまして、特例として認めることが適当であるとした上で、要望事項について、①で2項目整理をし、乖離額の具体的調整方法については、②において整理しております。これは考え方27に記したものを再掲しているところでございます。

以上を踏まえまして、1ページ目の報告書でございます。先ほど東海主査のほうからご指摘があったとおりでございまして、今回、変更の認可につきましては、次の点が確保された場合に認可するをいたしておりまして、乖離額調整に係る規定の修正、これは恒常的な制度ではなく、特例として附則に規定すること、これを行うことで変更の認可をすることが適当ということでございます。

なお、分岐単位接続料の設定の適否につきましては、今回なされた議論を十分に踏ま

えつつ、さらなる多角的な調査・審議を継続し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとするとしてございます。

報告書2のところは要望事項でございまして、5点記してございます。

(1)につきましては、現在の1芯単位接続料をコンソーシアム方式で利用するに当たりまして、円滑な利用が図れるよう必要な取り組みを行うよう要請をすることというものでございます。

(2)につきましては、分岐接続料設定の適否に関する検討に際しては、引き続き議論の深化・結了に向けた誠実な対応を行うよう要請することということで、引き続きの分岐単位接続料の検討に向けての要請事項でございます。

(3)、(4)につきましては、乖離額調整を特例的に認めることとの関係で付すものでございまして、(3)につきましては、平成23年度から25年度までの半期ごとの状況について、総務省に報告を要請するというものでございます。

(4)につきましては、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、NTT東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取り組みについて、総務省に報告を行うよう要請するものでございます。

最後、(5)につきましては、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取り組みを行うよう要請すること。

以上5点を要望として整理しているところでございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○宮本委員　　接続委員会の皆様にはほんとうに大変なご苦勞をいただいて、また、非常に困難といたしますか、難しい問題もご議論いただきまして、ご苦勞さまでございました。

1つのお願いと、もう一つ、質問といたしますか、私の認識でよろしいのでしょうかということをお伺いしたいんですけれども。1つ目のお願いといたしますのは、報告書の1の最後のなお書きのところでございますけれども、分岐単位接続料の設定の可否については云々というところでございますけれども、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請について一定の方向を得るべく、引き続き検討、努力するという

ふうに書いておられますが、これはぜひお願いしたいと思っております。今、予想外のことがいろいろ起こっておりますので、なかなか時間をとっていただくというのは大変かと思いますが、24年度に向けてということであると、非常に時間的にタイトな状況かと思っておりますので、ぜひこのような検討に努めていただきたいと考えておりますのが1つ目でございます。

もう一つは、報告書2のところ、コンソーシアム方式というのが出てきておりますけれども、これは私、前回まであまり理解しておりませんでしたので、これが出てきてから、読ませていただきますと、基本的には接続事業者同士で、例えばアンバンドルか、それを使うか、またそれをお互いにシェアするかというふうな形で、無駄がないような形で利用してもらったらいかがでしょうかと、そういう方式かなと理解させていただいてよろしいのでしょうか。

○東海臨時委員　前段の要望というご意見も、大変いろいろなご配慮をいただきましてありがとうございました。ただ、接続委員会が主導で動くだけではなくて、行政もしっかりと認識を持っていただかなければならないということと同時に、実はNTTを含む事業者もその意識を持って、前向きな議論を展開するということをやっていただく、三位一体ではありませんけれども、そういう動きがなければ、今おっしゃられたような形で短時間で結論を得るには至らないということも懸念されるわけでございます。特に震災の影響というものははかり知れないものがありますので、そういったことに対してどう対処しながらということになりますので、その点は、意識だけはしっかり結論を導こうという努力をするということでは、なかなか難題だなと思っております、頭を痛めているところでございます。

それから、後段のコンソーシアム方式ということ、この言葉自体は、宮本先生もご出席だったかと思っておりますけれども、合同ヒアリングのときにNTTから、こういう方式もあるだろうというお話がございました。その言葉を利用させていただいているところでございますけれども、NTTさんがおっしゃったところのコンソーシアム方式は、自らNTTが参加するという形ではなくて、共用するというのではなくて、NTT以外の方たちが共用という形をとる方式の一つとして、コンソーシアムという、いわば世間で言われる方式を採用することもできるではないか。そうすれば、分岐単位接続料という問題に至らなくても、同様な効果を得るような形をできるではないかというふうにご提案されたというところでございます。

ただし、ここでコンソーシアム方式というものを申し上げているところのものというのは、必ずしもどういう形ということ限定はいたしておりません。たくさんオプションがあると思います。例えば1芯を全部事業に使うこともできるNTT以外の接続事業者もおられるのは事実であります。

そういうことでありますから、そういう方たちをコンソーシアム方式で縛ることはないわけでありまして、あくまでも、サービス競争の中で、分岐単位接続料に近い、2とか3とか4といったような形での分割された単位で活用し、利用していただくことが、コストの意味からも、しやすいような事業者さんがいらっしゃる場合には、その方たちがコンソーシアムという形を全面的に押し出して調整されれば、それは促進できることではないかということで、この点については、NTTさんももっとそのことに対して、しっかりと前向きに検討されるならば、それならばそうしましょうという制度をつくらなければいけませんし、制度という大げさなものでない形でも、簡易な形でも、何らかの約束事をしっかりとルール化していかなければならないわけですから、そういった意味での、一つの形態ではないことを意味していると私は理解しております。

○宮本委員　わかりました。

○東海臨時委員　行政のほうで、何かつけ加えられますか。

○二宮料金サービス課長　ただいま東海主査のおっしゃったとおりでございまして、コンソーシアム方式についての要請事項といいますのは、私の理解では、分岐単位接続料の検討につきましては引き続き検討ということでございますけれども、まず、今の段階で、1芯単位でも競争を促進するために何かできないのかという問題意識で、その点についても要望事項をいただいたというふうに認識いたしております。

○宮本委員　私もヒアリングのときに出ておりまして、そういうお話が出たので、私の理解とちょっと違ったのかもしれませんが、基本的に、市場経済というのは売り手と買い手がフィフティー・フィフティーでないのだめだと考えております。このケースですと、売り手が非常に力が強い状況なんです。買い手のほうで工夫してくださいという形になるわけですね。ですから、私、これが必ずしもベストだとは思わない。ですから、コンソーシアム方式がベストであるというふうには思っておりません。ただ、これだけしかありませんよ、それで各事業者さん、これだけを買ってくださいねというよりはベターかなと思いますけれども、最終的には、売り手と買い手であるところの事業者がフィフティー・フィフティーの立場で経済活動をしていただくのがいいのではないかと

など考えております。ただ、この提案された方式は以前よりは少し前進したかなというふうに考えております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞ。

○東海臨時委員　経済学がご専門の先生ですから、まさにその点については何の異論もございません。先生のおっしゃるとおりでございます。

ただ、私たちの今の議論の幅というのが、今回の場合には大変広うございまして、先生のおっしゃるような形で、NTTの在り方論にまで言及しなければならない、あるいはそのことも対象にしなければならないような形の問題も提起されてきたわけでございます。つまり、さっき行政のほうからも説明の中で出てまいりましたとおり、機能分離という形で、NTTも公正競争の一事業者として、他の接続事業者と同じ条件下に、いわゆる同等性を持たなければ、本来の、先生のおっしゃるような競争市場というのは確立できないという形のものが理想という形で想定はしながらも、現実のその姿というのは、日本の場合は、ドミナント事業者としてのNTTの存在というものの中から、これを貸し与える者、それから借りる者との調和、調整というものを妥協しながら制度づくりをしてきたと理解いたしております。

したがって、その時期というものがいつごろになるかわかりませんが、そういった流れの中での前進というものを意識しながら、今、このような形でのステップというものを結論的な形で持っていかなければならないということは、仮定としてはやむを得ないのではないかとというような理解をしているところでございます。

それが、加えて申し上げれば、実は震災の問題もかなり絡んでおりまして、今回の議論の中で、理想的な流れをもっと強めるという意見もなかったわけではございません。しかしながら、それをするためには、23年度以降の事業者の市場環境というものを相当大きく、過激に刺激していかなければならないということについては、今の時期が適当ではないというような流れになっているということをご理解いただければありがたいと思います。

○宮本委員　ありがとうございました。

○根岸部会長　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○辻臨時委員　今、宮本委員からコンソーシアムの議論が出ましたので、その回答を私も読みました。あとは、少し細くなるかもしれませんが、乖離額調整の問題です。

これは、ほかの資料を見ていると、23年度で、213ページのところですが、これはあっているかどうかわかりませんが、シェアアクセスで550億ぐらいと見られるのですか。そういう理解でよろしいですか。申請概算という図表です。金額は説明がなかったもので伺います。

○二宮料金サービス課長 すみません。金額については、申請概要の211ページにある数字の総額の124億、422億円、これが東西の平成20年から22年度の間に発生した乖離額でございまして、東は平成23年度分で、西は23年度と24年度、2年度に分けて乖離を載せてございます。

○辻臨時委員 212ページですね。だから、例えば23年度と出ている、一番左側のところでは、NTT東日本では、これは接続料ですけれども、4,194円の中で365円ですね。NTT西日本では、4,784円の中で、乖離額というのは678円という理解でいいですね。ですので、これは予測されて出てきた結果が、これだけの金額が出ているのですね。今後は将来予測でいくから、乖離額調整はなしでいきたいと思いますという方針ですね。予測で、予測方式を使う場合には、乖離調整というのは少なくとも。

○東海臨時委員 ちょっと理解が違いますね。今回の乖離額調整制度をNTTが申請してきたものは2種類あるという理解でよろしいですね。実は、これを制度として認めてくれということになりますと、今後の23、24、25年度の将来原価方式の分についての乖離額調整は今後の、先の2年後の年度から始まっていくわけです。ですから、これは予測していないんです、幾ら出るかということとは。

今ここで書いてあることは、実は乖離額調整制度を今年認めるということとは、過去の分、つまり、20、21、22の……、何年だけ。

○二宮料金サービス課長 20、21、22年です。

○東海臨時委員 中の乖離額の分を、今回の今年の分の乖離額調整としても、制度として認められるならば加算されるという考え方をしてきたんです。

○辻臨時委員 私が聞きたいのは、乖離額というものの大きさが、この場合でしたら今の金額が出ていますね。ですから、将来予測をやる場合には、非常にうまくやらないと差額が大きく出てくる可能性がありますね。それは当然ですね、予測だから。予測で外れたということで、それが収益の減になったり、外れたからということでコストの要因になるということは非常にまずいので、正確に予測するというのが一番大事ですね。今、これはNTTが予測することになっていますから、この予測の数字に今回挙がっ

ているのを見ていますと、正確にやっておられると思うのですけれども、増える純増の数字が124万件とか、同じ数字が並んでいるわけですね。

ですから、できるだけ正確な予測をするというメカニズムを入れておかないといけないのです。前のLRICモデルですと、できるだけ直近のトラフィックを使って、それで予測する範囲をできるだけ狭くしましょうとか、そういうものを入れてあります。ですから、NTTの予測がどのようなデータに基づいて、どういう予測をされているのか、ちょっとわかりませんが、私自身はFTTHの光ファイバの契約数の予測というのを専門でやっているものですから、かなり難しいですね。相対価格とか、あるいはスピードとか、DSLとか、マイグレーションとか、いろいろなものが関連してきて、あるいは競争条件というのもありますね、西日本ですと。

そういうものをうまく入れて予測するというのは非常に難しいような気がします。事業者の方々が、確かにすべて経営の意思決定した後で、あるいは株主総会が済んだ後で、請求書になってくるのは、国としておかしいということはよくわかりますが、私自身は、ここの推計の契約者数の推計とかというのは、総務省ないし、ここの委員会とか審議会等でやってもいいような気がします。今の方式はNTTでやりますということになっていますから、いいんですけれども、どこが正確な契約者数の予測を担保するかということですね。これがちょっと私は自信がありません。この点どのように思っておられますか。

○二宮料金サービス課長　確かに先生ご指摘のとおり、将来の予測でございますので、これを事前の段階で正確に予想することは非常に困難だということは考えております。したがって、今回の答申、報告書の中で、要望事項としていただいておりますことの中に、予見可能性を高める観点から、乖離の半期ごとの状況を総務省に対して報告するようということをご付添えさせていただきます。

この趣旨は、確かに事前の予測は難しゅうございますが、事前の制約の中で、事後的にできるだけ早い段階で乖離の状況を把握し、仮にコストインセンティブをもう少し働かせる必要があるということだとすれば、そういった検証も必要でしょうし、さらにそれ以外の原因で乖離が生じているというようなことであれば、そういったことも踏まえた対応をする必要があるかと思っております。したがって、むしろ事前の予測をいかに正確にするのかということよりも、むしろ事後的にどう対応するのかということに配慮した答申なのかなとも思います。

最後にもう1点申し上げると、将来原価方式と申しますのは、今回、乖離額調整制度を特例で認めておりますが、特例で認めるに当たって、1つ、判断の考え方といたしましては、NTT東西の申請の中で、一定程度リスクをとった積極的な需要の見通しをしている。それであるがゆえに乖離額調整を特例として認めるというロジックになっておりまして、ある程度需要を大きく、積極的に見積もった結果、接続料金も下がるし、さらに乖離額が発生する可能性もあるといったことを踏まえて、事後的にどう調整するかということで、特例を今回付しているというふうに理解いたしております。

○辻臨時委員 わかりました。もう1点いいですか。

○根岸部会長 もちろんどうぞ。もし東海委員のほうで、今のことにつきまして。

○東海臨時委員 蛇足かもしれませんが、今、辻先生のご指摘されたことは、非常に本質的な問題と現実的な問題と、いろいろな問題を多様にご指摘されているんですね。将来原価方式を採用する場合に、需要予測が当然出てくるわけですが、実はこれは実際原価方式でも出てくるんです。ただし、実際原価は1年でやって、後で乖離額調整がくっついていきますから、これはずれるだけの話という考え方で運用されているわけです。それは実は、需要というものの市場が安定期に入ったものに対して、サービスに対してこれを適用するという考え方が電気通信事業市場での了解事項になっているわけです。

なぜ将来原価方式を採用するかというと、これは、まだ安定期に入っていない、上昇期というんでしょうか、これからサービスが安定期に入っていく、成熟化していくような流れの中での接続料算定はどうすべきかということから出てきた一つの手法であって、この場合には、サービスの供給者がある程度の需要予測をして、3年から、一般的には5年まで許容されているんですが、その間、安定的な接続料で事業者の利用を活性化していくということの責任を持つといいですか、リスクを持つということが前提になって、その方式が採用されているわけでございます。

したがって、将来原価方式というものについては、乖離額調整制度というのは許容していません。しかしながら、これだけの大きな問題の中で将来原価方式を採用する場合には、特例的に、前回の20年度から22年度については認めたということでございますが、このたびの問題についても、同様にこれを特例で認めるという形をとったわけでございます。それが、このような今の環境の大きな、「光の道」構想が逆にポジティブな面ではありながら、また一方では、震災等々の状況も、ネガティブなとい

う言い方は適切ではないかもしれませんが、需要に対してどうこうということ是非常に困難にさせるような事態がありますので、その点についてのいろいろな環境配慮をしながらの調整の特例を認めるということでもあります。

同時に、もう一つ強化をしておりますことは、NTTが、前回の20年度から22年度の場合には、3年間の接続料算定の申請をしてきている。これが一般的な将来原価方式なんですね。むしろ長くしてくれというご意見があったとおりでございます。しかしながら、今回の場合には、NTTは少し緻密に、3年間なんですけれども、各年度でコストが低廉化する、接続料が低廉化するような形での需要予測を含んだ想定をしてきております。その点は評価できるということを前提にして、こういう形での認可をしながら、特例の乖離額調整、制度ではない特例調整を認めるという基本的な姿勢でいくということでございます。

○辻臨時委員　よくわかりました。

もう1点お聞きしたいのは、2-1の分岐単位接続料（設定すべきではないとの意見）云々の丸括弧で、4つの点を指摘されておられますが、③で、特にヒアリングで私も印象に残っていたのは、関西ブロードバンドが地方の例としてADSL接続業者が、100戸、200戸という集落単位でそれを結んでいるということが言われました。そのヒアリングの議論の中では、どなたか委員が、それはデジタルディバイドの対応であって、接続料マターではないのではないかと言われましたが、私も基本的にそうだと思います。

従って、接続料の問題で、地方のADSL利用者がFTTHへ行かれるようなものを、全国的なレベルで話すのは非常に問題があるかと思えます。そういう地域ではNTTも、あるいは、KDDIも行かれないような地域の100戸、200戸、300戸という集落を集めて行って光ファイバを結んでいかれるケースでは、そこにはやはりデジタルディバイド対応、あるいはユニバ対応等々でぜひともバックアップしていただきたい。それが仮にここの8分岐の問題に絡んでくるかもわかりませんが、地域特例みたいなもので、地域限定型みたいなものの考え方もあってもいいのかなという気がしているんですけども、それは接続委員会ではどんな議論になっていましたでしょうか。

○東海臨時委員　今ご指摘の点が接続委員会で具体的にどう展開されたかということについては、細かく今、あまりお答えできる状況にはありませんけれども、いずれにしても先生のおっしゃったこと、これもまた本質的でございます、今回の一番の、ある意

味では悩みでございます。設備競争をしておられる方々にとっては、設備競争が基本で制度整理をしていくべきだという考え方を強くおっしゃるということでございます。しかしながら、設備を有しない形で、設備を借りるという形でもってサービス競争をさらに展開していくことに対しても、前向きな対応をしていかなければならない。

これからの公正競争の概念というのはどうあるべきかということに対しては、非常に複雑な様相を見せているわけでございますので、そのあたりのバランスをどうするかということに対しては、今回の接続委員会では結論をまだ出していない。分岐単位接続料問題についても、いろいろなオプションが考えられ、幅があるわけですね。それらのことについて、なお書きで付したとおり、今後の検討を、しかし時間がないんですけれども、先ほど宮本先生がおっしゃったとおりのような状況ではありながら、これは検討していこうということでございます。

さらに加えて申し上げますと、今、先生がおっしゃったような地域の市場環境というものに対して、これだけで解決できない問題がさらにあるということも、おそらく電気通信事業部会の先生方でいらっしゃいますから、理解しておられるんだろうと思いますので、そういった周りの幾つかのいろいろな施策、政策、あるいは制度というものでもって、そういうことに対してもしっかりとした対応をしていかなければならないということは言うまでもないわけでございますが、そのことについて、具体的に接続委員会での議論があったということではございません。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞ。

○長田委員　先ほど宮本先生がおっしゃった意見に、ほとんど同じということになるかもしれませんが、今回の震災に対して、電気通信事業者の皆さんはとても大変な思いをしていらっしゃると思います。ただ、今回のことで、我々にとって非常に重要なライフラインである通信の重要性というのをより確信したところで、それがどれだけ早く復帰するのかがというのがすごく大きな課題だということもみんなが思っていることだと思います。そういうことも含めて、それはそれできちんと議論していただきたいし、対処もしていただきたい。

ただ、「光の道」構想をはじめ、全体に光化していくというところに関しては、きちんと料金の低廉化とかというようなものが実現していかない限り、国民はなかなか、実際には光に全員が移っていくというのは難しいという状況も、また現実としてあると思いますので、それはそれで、極力競争ができるいろいろな仕組みをつくっていくという

のも喫緊の課題であると思うんです。

なので、そこは極力切り分けながら、何とか、あまり型にはめないで自由に、先ほどのコンソーシアムのところなども含めて、いろいろなタイプのものであればどんどん取り入れて、自由に議論して実現していくというふうに、ぜひしていただきたいと思えます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

○東海臨時委員　これは接続委員会の主査がお答えするより、電気通信事業部会長がお話を。

○根岸部会長　わかりました。ほかによろしいですか。

それでは、今、東海委員のほうからご報告いただきました報告書というのがございます。それと全く同じ内容のもので、別に203ページという、先ほど申請概要がくついていたものですが、その一番最初の203ページのところ、これがこの部会の答申ということになります。この（案）を取って、この内容で答申したいと思えます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○根岸部会長　それでは、次に諮問第3030号、NTT東西のいわゆる平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定につきまして審議したいと思います。

これも、大臣からの諮問を受けまして、1月25日の部会において審議を行いまして、2月17日まで1回目の意見募集を行いました。提出された意見を公表するとともに、3月4日までの間、再意見の募集を行いまして、2回の意見募集で提出された意見を踏まえまして、また接続委員会で調査・検討をいただきました。

この件につきましても、主査の東海委員よりご報告をお願いしたいと思います。

○東海臨時委員　たびたびで大変恐縮でございます。それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、平成23年度——これは1年ということで、来年1年でございます——の次世代ネットワーク、NGNに係る接続料の改定につきまして、接続委員会の検討結果をご報告させていただきたいと思えます。

本件は、NTT東西のNGNに係る次の4つの機能、1つは一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、2つ目は交換機接続ルーティング伝送機能、3つ目は一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能、4つ目はイーサネットフレーム伝送機能でございます。

す。これらについて、平成23年度の接続料の改定のための調査・検討を行ったものでございます。本件につきましては、ただいま部会長からお話があったとおり、諮問と2回の意見募集が行われまして、調査、審議、検討をいたしたところでございます。

検討の結果は、お手元の資料27-3、1枚表紙をおめくりいただきまして、報告書にございますとおりでございます。結論といたしまして、次の点が確保された場合に、認可することが適当という形で、2つの点を要件にしてございます。

1つは、平成23年度以降における乖離額調整を行わないこととするよう申請内容を変更してくださいというものでございます。

もう一つは、平成21年度における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更することという、これは先ほど申し上げましたように、2つの種類の乖離額調整は、このNGN、先ほどと違いまして、1年のものでございますので、将来原価方式でやりますので、これについては将来原価方式の本来の意義のとおり、乖離額の調整は認めないという形を採用したところでございます。

この経緯につきましては、総務省のほうからご説明いただきたいと思っております。

○二宮料金サービス課長　それでは、引き続きまして、お手元の資料を1ページおめくりいただきまして、2ページ目以降、ご説明申し上げます。パブリックコメントの意見及びその考え方でございます。

意見1といたしまして、IGS接続料は、複数年度の算定期間による将来原価方式にすべきというご意見でございます。

考え方でございますが、NGNは、サービス開始から日が浅く、今後相当の需要が見込まれるサービスであることから、引き続き将来原価方式を採用することは適当である。

また、NGNの需要については、平成23年度より順次実施される地域IP網や既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションや今後の新サービスの登場等によりトラヒックが大きく変更する可能性があることから、複数年のコストドライバを予測することは困難であるとしていることを踏まえると、平成23年度1年間の算定期間を採用することは、NTT東西自身が適正な需要予測を行い得る範囲として妥当であると考えられる。

なお、平成24年度以降の接続料を算定する際に、将来原価方式を採用する場合には、上記トラヒック変動の予測の正確性を高め、当該予測を踏まえたコストの適正な分計に努めた上で、算定方法、算定期間を検討することが適当であるとしてございます。

意見2でございます。I G S接続料について、接続料原価の適正性や設備構築の効率性を検証できるよう、N T T東西は必要な情報を開示すべきであり、総務省は検証作業を実施すべきというご意見でございます。

ご指摘のコスト増要因につきましては、次のページでございます。ひかり電話施設数や通信回数・時間等の需要の増加に応じ、必要最低限の範囲でS I Pサーバ等の設備を増設しているものであり、合理的であると考えられる。

なお、接続料算定の適正性・透明性は、一般論として、指定電気通信設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、経営上の秘密にも配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましいとしております。

ページをおめくりいただきまして、意見3でございます。N G Nのイーサネット接続機能について、低速品目や低廉な接続料の設定により、接続事業者が利用しやすいメニューを設定すべきという意見でございます。

N G Nイーサネット接続機能については、現在、接続事業者の接続要望等を踏まえ10メガからのメニューが設定されているところ、低速品目等のメニュー設定に関する具体的な要望が接続事業者からなされる場合には、N T T東西は必要な協議に応じることが適当であるというものでございます。

意見4でございます。N G Nイーサネットについて、追加的な網改造費を必要とせずには他事業者が接続可能な網として構築すべきであり、N T T東西と他事業者の同等な利用関係を担保すべきというものでございます。

平成22年度接続料に関し、当審議会から、P V Cタイプを実現するために必要なシステム改修にかかる費用については、当該改修により実現される機能が基本的な接続機能に該当する場合には、当該機能を利用する者が負担する接続料の原価に算入することが適当であるとの考え方を示したところである。

当該費用はP V Cタイプを利用する接続事業者において網使用料として負担することとなっており、現時点で、N T T東西においてP V Cタイプを提供する予定はないとしつつも、今後P V C機能を利用する場合には同等の負担を行うことになることから、同等な利用環境と考えられる。

このP V Cタイプと申しますのは、1対1でのみ接続するサービスでございます。他方、この後に出てきますC U Gタイプと申しますのは、複数対地間で接続可能なサービ

スでございます。

また、NTT東西が予定している負担方法では、CUGタイプと共通的に利用する機能分については、それぞれが応分に負担する形で接続料原価に算入しており、PVCタイプのみが利用する機能分についてはPVCタイプを利用する事業者が負担することとしており、一定の合理性があると認められる。

意見5でございます。これは先ほど主査からご指摘がございました、乖離額調整に関するものでございます。将来原価方式は、NTT東西が自らの経営判断等に基づき算定するものであり、接続事業者にとっても予見性が失われるおそれがあるため、乖離額調整を認めるべきではない。

考え方5でございますけれども、7ページ、8ページに書いてございますことは、基本的に光の加入期間のところで整理した考え方をそのまま記述してございます。したがって、9ページをご覧ください。頭のところで、結論ですが、以上を踏まえると、現時点において、将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当であるとは言えない。これ以降、NGNに該当する部分でございます。

また、NGN接続料においては需要の予測期間を1年間としているところ、考え方1において示したとおり、1年間の算定期間を採用することは、NTT東西自身が適正な需要予測を行い得る範囲として妥当である。したがって、当該予測が乖離する可能性は認可申請の段階で十分に織り込まれていると考えるべきであることから、そのような乖離のリスクまでも申請者であるNTT東西のみならず接続事業者にも負わせる合理的な理由はないことから、NGN接続料において乖離額を調整することは特例であっても適切ではない。

以上から、今回の申請においては、乖離額調整を行わない内容とするよう補正することが適当である。

なお、3月11日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、NGNに係るコストが変動することについては一定の留意が必要である。この留意につきましては、ヒストリカルのとおりと同様でございます。

意見6でございます。もう一つの乖離額調整、過去の乖離額調整でございます。過去に認可された接続料について、乖離額調整により遡及して精算することは制度として不适当であり、認めるべきではないというご意見です。

将来原価方式に乖離額調整を恒常的な制度として導入することについては、考え方5

に示したとおり、認められない。

また、平成21年度認可時に認められていない過去分の乖離額を平成23年度接続料に乗せるという点については、当該乖離額調整を適用すると一部の機能については接続料が低廉化するものの、他の機能について接続料が上昇する結果となることを踏まえると、接続事業者の予見可能性という観点から理解を得ることは困難であり、特例であってもこれを認めることは適当ではないとしてございます。

意見7、12ページ下でございます。収容局や中継局に設置されている収容ルータ及び中継ルータでの接続に関して、アクセス機能を併せた加入者単位のアンバンドルを行うべきというものでございます。

NGNのオープン化を含むブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方については、3月1日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問を行ったところであり、本年中を目途に成案を得ることとされている。

総務省においては、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能等について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、上記諮問に対する答申を踏まえた上で、本年中を目途に成案を得ることが適当であるとしてございます。

16ページをご覧いただければと思います。意見9でございます。NGNについては、他事業者が新たに接続を行うと多額の網改造費等の負担を求められるなど、「公正競争環境の確保」がなされておらず、活用業務の認可条件を満たしていないことから、当該認可を取り消すべきというご意見です。

平成22年度NGN接続料について当審議会が示したとおり、当該開発により実現される機能が基本的な接続機能に該当する場合には、当該機能を利用する者が負担する接続料の原価に算入し、接続事業者が個別的に用いる機能であれば、網改造料として当該事業者が負担することが適当としたところである。NGNに係る活用業務申請の認可においては、公正競争を確保する観点から付した条件の中で、当審議会の答申を踏まえて整備をする接続ルールに従うこととしており、当該ルールに基づいて行う状況においては、活用業務認可の条件となった「公正競争環境の確保」がなされていると言える。

なお、NGNのオープン化を含むブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方については、3月1日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が行われているところであり、本年中を目途に成案を得ることが適当と繰り返してございます。

意見10につきましては、また参考意見として承るということでございます。

以上の考え方を踏まえまして、1 ページ目をご覧くださいと思います。報告書でございます。先ほど東海主査からご指摘がありましたとおり、次の点が確保された場合には、認可することが適当ということで、2つの乖離額調整につきまして、接続約款の申請内容を変更した場合には、認可することが適当というふうに整理しております。以上でございます。

○根岸部会長　それでは、ただいまの報告につきまして、どうぞご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、諮問3030号につきましては、今、報告いただきました報告書と同内容であります、20ページに、答申書(案)とついております、この(案)を取りまして、この案のとおり答申したいと思っております。ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、次に諮問第3031号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について、審議したいと思います。

本件も、大臣からの諮問を受けまして、1月25日開催の部会において審議を行いまして、2月24日まで意見募集を行い、その後、提出されました意見を踏まえて、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討いただきました。

本日は、ユニバーサルサービス委員会の委員であります関口委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○関口委員　それでは、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきまして、ユニバーサルサービス委員会における調査・検討の結果をご報告いたしたいと思っております。

ユニバーサルサービス委員会は、主査の黒川先生が先月初めにご逝去されてしましまして、主査代理の酒井先生が今、取りまとめ役なのですが、本日ご欠席ということで、私の方からご報告をさせていただきます。

本改正案は、本年1月25日に総務大臣より諮問を受けたものですが、昨年12月14日に、情報通信審議会より答申が出されました、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」を受けて、加入電話に相当する光IP電話を基礎的電気通信役務の対象とすること等を内容としております。

本改正案につきましては、本年1月25日から2月24日までの間、意見募集が行われて、3件の意見提出がございました。これを踏まえて同委員会として、本改正案

並びに提出された意見につきまして検討を行いました。検討の結果、資料27-4の1ページのとおり、報告書を取りまとめ、諮問のとおり制定することが適当であると判断いたしました。

なお、提出された意見並びにその考え方の具体的内容につきましては、総務省より説明をいただけるということなので、よろしくお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、提出されました意見及びそれに対する考え方について、ご説明させていただきます。資料の3ページをお開きください。

まず、意見1でございます。今回の改正案で、加入電話を提供する事業者の光IP電話が基礎的電気通信役務の対象として追加されることに対するご意見でございまして、NTT東西以外の事業者に対して約款届出や会計整理等の各種規制を適用することは事業運営上の負担が大きく軽減すべきであり、適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべきとの意見でございます。

考え方でございますが、情報通信審議会答申では、基礎的電気通信役務に関する制度の趣旨、今回の見直しの趣旨等を総合的に勘案した結果、加入電話を提供している事業者の光IP電話を基礎的電気通信役務の対象とすることが適当であるとしており、今回の改正案はこれに基づき制度化するものである。なお、情通審答申にも示されたとおり、今後の競争状況を注視していく必要があるとともに、メタルから光への移行が相当程度進んだ場合には見直しが必要になる場合もあると考えられるとしております。

意見2でございますが、これは現在、CATVを足回りに使っている電話サービスで、足回りの設備がFTHであるものとそれ以外のものをまとめて、サービスの提供上は一つのサービスとして提供している場合がございます。今回の改正案では、そうした場合に、「一の種類の電気通信役務の大部分がFTHである場合」を基礎的電気通信役務とするという制度としていることに対する意見でございまして、この「大部分」として想定する具体的な数値等を示すべきとの意見でございます。

考え方でございますが、今回の改正案では、ごく一部にFTH以外のものが含まれる程度で、全体としてFTHによる電話サービスと捉えることが適当なサービスについて基礎的電気通信役務の対象とする観点から、「大部分がFTHで提供されているとき」を基礎的電気通信役務の要件としたものである。こうした趣旨を踏まえると、「大部分」とは、当該サービスの提供方法等によっても変わってくると考えられるが、当面は、数値的には、概ね当該サービスの総回線数の9割程度を目途とすることが適当

ではないかと考えられるとしております。

意見3でございます。今回の改正案では、自治体IRU地域で提供されている光IP電話で自治体等の提供するサービスの契約が必要な場合など、他の事業者のサービスの契約が必要となる場合には、総務大臣に報告することとしていることについてのご意見でございます。これにつきまして、機動的なサービス展開の障害等となることが懸念されるため、適格電気通信事業者のみとするよう速やかに見直すべきとの意見でございます。

考え方でございますが、今回の改正案では、光IP電話の契約において当該光IP電話以外の役務の契約が必要とされる場合、基本料金の合算額が一定額以下であるものを基礎的電気通信役務の対象としていることから、他の事業者の役務に係る契約が必要とされる場合には、他の事業者の役務の基本料金の額を確認することが必要である。この場合、各事業者の負担や責任範囲等を勘案すると、合算に必要となる他の事業者の役務の基本料金の確認は、総務大臣が行うことが適当であり、こうした対応に必要な制度として省令第14条の2の報告を設けるものであるとしています。

意見4は、同様にこの報告の制度についてのご意見でございます。他の事業者のサービスとの契約が必要となる場合の総務大臣への報告について、スケジュールの実態を考慮し、円滑なサービス提供が阻害されないようにすべきとの意見です。

考え方といたしましては、省令案の第14条の2の報告については、行政における必要な事務手続を勘案して報告の期限を定めているものであるが、制度施行後、行政における事務手続の状況、各事業者のサービスの提供の状況等を十分に踏まえ、必要な場合には見直しの検討を行うことが適当と考えられるとしております。

めぐりまして、意見5でございます。基礎的電気通信役務の提供に関しまして、メタルの加入電話に代えて光IP電話により提供を行う場合に、総務大臣への報告を求めることとしておりますが、これにつきまして、NTT東西のメタル回線を借りてサービスを提供する事業者には課すこととせず、適格電気通信事業者のみに適用するよう速やかに見直すべきとの意見でございます。

考え方でございますが、基礎的電気通信役務には、NTT東西の加入電話だけではなく、NTT東西のメタル回線を用いて加入電話を提供する場合、いわゆるドライカップ電話なども含まれるが、今回の改正案では、これらを含め、基礎的電気通信役務の提供を加入電話に代えて光IP電話により行うこととする場合、利用者等に与える影響が大

きいことから、総務大臣への報告を求めることとしているものであるとしております。

意見6でございます。同じく加入電話の提供を行わない場合に対する意見でございますが、総務大臣への報告だけでなく、対外公表義務も必要。また、競争環境確保の観点から、接続事業者への情報公開も行うべきとの意見でございます。

考え方でございますが、情通審答申では、NTT東西は、加入電話の新規提供を行わないこととする場合、十分な時間的余裕を持って利用者等への周知を図っていく必要があること、利用者や関係事業者の予見可能性確保等の観点から、基本的な考え方や予定等についてあらかじめ公表し、透明性が高い形で行うことが適当であることを指摘しており、当審議会としても、これらについて確実に実行されることを期待するとしています。

意見7でございます。メタルによる加入電話を提供せずに、光IP電話のみを提供する場合は、メタル上で実現しているサービスと同等以上の代替サービスを提供できるようにするか、利用者からの要望があればメタル回線を義務的に提供するといった措置が必要といった意見でございます。

考え方でございますが、今回の改正は、メタルの加入電話と光ファイバ整備との二重投資回避等の観点から、ユニバーサルサービスとして、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話のいずれかが提供されればよいこととするものである。電話網からIP網への移行に当たって、マイライン、DSLサービス等のメタル回線上で実現しているサービスをどのように取り扱うこととするかは、ユニバーサルサービスの確保とは異なる課題であるが、事業者間の公正な競争環境の確保や利用者保護の観点から検討が必要な課題と考えられる。これに関しては、本年3月1日、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方が情報通信審議会に諮問され、電話網からIP網への円滑な移行の在り方等についても審議されることになったことから、この審議等を踏まえ、検討されるべきと考えられるとしております。

続きまして、8ページに参ります。意見8でございます。NTT東西は、国民負担の最小化に向けて、マイグレーションの時期や方法を明確にし、コア網だけでなく、メタルアクセス回線の移行計画を速やかに開示すべきとの意見でございます。

考え方といたしましては、NTT東西は、昨年11月に「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を公表したところであるが、本年3月1日、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方が情報通信審議会に諮問され、電話網からIP網への円滑な移行の在り方等についても審議されることなどを踏まえ、今後の検討・取り

組みに資する情報の積極的な提示等が期待されるとしております。

意見9でございます。国民負担を前提とした現行制度は望ましくなく、制度見直しの時期を迎えているため、コストの算出・負担方法等を含め直ちに抜本的な見直しを行うべきとの意見でございます。

考え方でございますが、今回の改正案では、基礎的電気通信役務としての光IP電話の範囲については市場環境の変化等を勘案して必要な見直しを行うとともに、施行後3年を目途として、制度の見直しを行うこととしており、この規定や制度見直しに対する要請を踏まえ、適時適切に検討を行うことが適当と考えられるとしております。

最後でございますが、意見10、「光の道」構想が実現する時代における利用者の環境を考慮し、ユニバーサルアクセスの概念の導入等について検討を進めるべきとの意見でございます。

考え方といたしましては、今後、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスの対象とすることについては、情通審答申においても検討課題として指摘されており、総務省が昨年12月24日に発表した「工程表」においても、今後、ブロードバンドアクセスのユニバ化の検討を行うことが盛り込まれていることから、これらを踏まえ、適時適切に検討を進めることが適当と考えられるとしております。

以上の考え方を踏まえまして、1ページの報告書を取りまとめさせていただきます。以上です。

○根岸部会長　それでは、ただいまの報告につきまして、どうぞご意見、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問第3031号につきまして、今、報告いただきました報告書と同内容のものが9ページにありまして、答申書（案）がついておりますが、（案）を取って答申したいと思えます。ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、諮問第3032号の、NTT東西のいわゆる長期増分費用方式（LRIC方式）に基づく平成23年度の接続料等の改定につきまして、審議したいと思えます。

本件も、大臣からの諮問を受けまして、2月22日開催の部会において審議を行い、3月15日まで意見募集を行いまして、この意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討をいただきました。

また、申し訳ございませんが、東海委員より、検討結果のご報告をお願いいたします。

○東海臨時委員　それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、4つ目でございますが、そのうち、長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定につきまして、接続委員会での調査・検討の結果をご報告させていただきます。

本件は、本年2月22日に総務大臣より諮問を受けたものでございますけれども、接続料規則等の一部を改正する省令が公布及び一部施行されたことを受け、長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等を改定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものでございます。

この件につきましては、ただいま部会長からもご紹介がございましたとおり、意見募集がございまして、3件の意見が提出されてございます。資料27-5でございます。接続委員会で議論いたしまして、次のような結論を得ましたものが、1枚めくっていただいたところに報告書としてございます。

その前に、念のため、概略を簡単にご覧いただきたいと思えます。7ページの申請概要、もう既にご覧いただいているところでございますけれども、下の枠の中に、LRIC方式に基づく接続料の結果でございますけれども、GC接続で5.21円から5.08円、IC接続で6.96円から6.57円という結果でございます。このような内容の諮問に対しまして、変更の認可につきましては諮問のとおり認可することが適当ということ、改正することが適当ということといたしました。

意見と考え方の整理、具体的な内容につきましては、総務省からご説明をいただきたいと思えます。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、提出されました意見及びその考え方についてご説明させていただきたいと思えます。資料の2ページをご覧ください。

意見1でございます。平成23年度のPSTN接続料については、前年と比較すれば値下げとなっているが、平成24年度以降は再び上昇する可能性が高いと考えられることから、算定の在り方の検討に速やかに着手すべきとの意見でございます。

考え方でございますが、平成22年9月28日付け情報通信審議会答申に示されたとおり、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について、必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。また、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直

す場合には、情報通信審議会での審議の過程において事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるとしております。

意見2でございます。二重設備の運用による非効率性の排除が接続料の低減化に向けた重要な課題であり、平成24年度よりIP網をベースとした接続料算定モデルが導入されるよう、平成23年度当初から具体的検討に着手すべきとの意見でございます。

考え方としては、考え方1のとおりとしております。

4ページ、意見3でございます。公衆網についても、市内通話が無料のサービスがあってもよいのではないかと。また、場合によっては、NTT東西を合併して通信回線会社とし、他事業者や国との合弁会社として作り直すのも一つの案という意見で、これは個人の方からのご意見でございます。

考え方といたしましては、ご指摘の点は、今回の接続約款変更案に直接関係するものではないため、参考意見として承るとしております。

以上を踏まえ、報告書を取りまとめさせていただいたものでございます。以上です。

○根岸部会長　それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、今ご報告いただきました接続委員会からの報告書と同じ内容の答申書が6ページにあります。が、(案)を取りまして、この内容で答申いたしたいと思っております。ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、次は最後だと思っておりますが、報告事項ということで、ユニバーサルサービスにかかわるものでありまして、NTT東西の効率化のための具体的方策の報告と、基礎的電気通信役務支援機関の平成23年度事業計画について、総務省より報告をお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、資料27-6に基づきまして、ユニバーサルサービス関係のご報告を2点、させていただきたいと思っております。

1点目は、NTT東西のユニバーサルサービスに係る効率化の推進についてでございます。1ページをご覧ください。経緯でございますが、平成18年のユニバーサルサービス制度に係る交付金の最初の認可の際に、紫色の枠の中でございますが、情報通信審議会からの要望といたしまして、「今回の交付金の算定は、NTT東西が設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提としている。このため、NTT東

西がユニバーサルサービスの提供において当該効率化を達成することが重要であり、平成19年度以降、効率化の実績について報告すること」との要望がございました。

これを受けまして、総務省では、NTT東西に対し行政指導を実施しておりまして、その中で、下の黄色の枠の中でございますが、「前年度の事業計画の認可申請の際に、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について報告すること」という点が含まれてございます。これに基づきNTT東西から報告がありましたので、簡単にその内容をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、平成23年度の計画でございますが、NTT東西の設備利用部門の費用、これは基礎的電気通信役務に係るものでございますが、平成23年度の計画では、前年度の見込み額に関して92億円、7%を効率化するということが1,227億円、NTT西日本につきましては、同じく77億円を効率化するということが、前年度に比較して7%減となっておりますが、1,018億円の費用を計画しております。

2ページ目に参りまして、そのための具体的な施策ということでございますが、1つには人員のスリム化、これはアウトソーシング会社も含めた全体の数字でございますけれども、NTT東日本では、平成22年度末4.1万人であるものを23年度末には3.9万人とし、NTT西日本では、平成22年度末4.3万人のものを4万人に減少させるといった点、それから料金業務拠点の集約等による業務の集約化、3番目といたしまして、不動産売却などによる資産のスリム化、その他（料金請求コストの抑制、物件費の抑制等）を行うこととしているということでございます。

具体的な内容につきましては、2ページ目の下に書かせていただいております。

引き続きまして2点目、基礎的電気通信役務支援機関の平成23年度事業計画・収支予算の関係でございます。

このポイントでございますが、3ページの上に枠で囲ってある部分でございますが、1点目といたしましては、支援業務の適正な実施を確保するということがございまして、支援業務費としては約6,900万円を計上してございます。これは平成22年度予算に比べ約60万円の減ということで、微減という形になっております。また、全体の収支予算は、交付金交付・負担金徴収業務等を含めまして、約130億円となっております。

2点目といたしましては、効果的な周知・広報活動の実施を図っていくということで

ございまして、周知広報費につきましては、全体として効率化を図る中で、これまでの実績を踏まえ、多面的な周知・広報を実施しつつ、より地域に根差した活動を行うなど効果的な周知・広報活動の実施に必要な経費を計上することとしております。

また、3点目といたしましては、関係者との連携の強化という点でございまして、消費者団体等関係者との連携強化に必要な経費を計上しているものでございます。

具体的な予算額は、3ページの下の部分となっております。また、特にその中でも、支援業務費の細目につきましては4ページで記載しているとおりでございます。

最後に、5ページ目でございますが、「ユニバーサルサービス」に関する問い合わせについて、ユーザからの問い合わせ状況、一番下のところには、ポータルサイトのアクセス数等をご報告させていただいております。

簡単でございますが、以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいですか。

○根岸部会長　　それでは、本日の審議はこれで終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。次回の部会につきましては、別途、事務局より連絡があると思います。

では、どうもありがとうございました。

閉　　会